

新規上場申請のための半期報告書

株式会社ソフトテックス

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2026年3月6日

【中間会計期間】 第43期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社ソフトテックス

【英訳名】 SOFTTEX Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石黒 佳彦

【本店の所在の場所】 名古屋市千種区今池五丁目1番5号

【電話番号】 052-731-7871 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中島 拓穂

【最寄りの連絡場所】 名古屋市千種区今池五丁目1番5号

【電話番号】 052-731-7871 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中島 拓穂

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	8
第4【経理の状況】	9
1【中間財務諸表】	10
2【その他】	17
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	18
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 中間会計期間
会計期間	自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日
売上高 (千円)	1,738,748
経常利益 (千円)	95,741
中間純利益 (千円)	63,188
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	160,000
発行済株式総数 (株)	8,760
純資産額 (千円)	1,229,496
総資産額 (千円)	1,807,206
1株当たり中間純利益 (円)	8,207.35
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	68.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△62,020
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,927
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△57,305
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	841,141

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 第43期中間会計期間の中間財務諸表について、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任監査法人トーマツにより期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における総資産は1,807,206千円、前事業年度末と比較して126,296千円の減少となりました。総資産の内訳は、流動資産1,598,286千円、固定資産208,920千円であり、その主な減少理由は、売掛金及び契約資産28,419千円の増加はあったものの、現金及び預金122,252千円、繰延税金資産24,532千円、有形固定資産9,503千円の減少によるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債は577,710千円、前事業年度末と比較して135,591千円の減少となりました。負債の内訳は、流動負債432,151千円、固定負債145,558千円であり、その主な減少理由は、契約負債20,207千円の増加はあったものの、賞与引当金62,703千円、未払法人税等44,632千円、未払金22,436千円、未払消費税等16,564千円の減少によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は1,229,496千円、前事業年度末と比較して9,295千円の増加となりました。その主な増加理由は、利益剰余金9,295千円の増加によるものであります。

これらの結果、自己資本比率は前事業年度末の63.1%から68.0%となりました。

② 経営成績の状況

当中間会計期間の我が国経済は、物価高の影響で消費に一部弱さが見られるものの、緩やかな回復基調にあります。大企業を中心に輸出や設備投資は堅調で、特に製造業や自動車関連、インバウンド需要が底堅く推移しました。日銀短観（2025年9月調査）によると、企業景況感を示す代表的な指標である業況判断DIは、日米関税交渉の合意で過度な警戒感が後退した結果、大企業・製造業で改善、大企業・非製造業は横ばいとなりました。中小企業は製造業で横ばい、非製造業では悪化しましたが、全体として業況感は底堅さを示しています。設備投資や輸出の増加、賃金上昇が経済回復を支える一方で、民間消費の伸び悩みや機械受注の減少、人手不足などの課題も残ります。物価高対策や内需拡大の必要性が指摘される中、消費の回復と中小企業支援が今後の経済回復の鍵となります。

このような環境の中、当社は中期経営計画「より魅力的でより強い会社への成長」を実現するため、3ヵ年計画を毎年見直しながら、持続的な成長戦略の推進に取り組んでおります。ソフトウェア開発サービスにおいては、モダナイゼーションサービスを中心とした大型請負プロジェクトの受注が継続し、顧客接点の拡大や販売施策の見直し、品質向上、調達力強化等の取組みにより、売上高は当初計画を上回りました。医療ITサービスにおいても、顧客及び協業パートナーとの強固な連携を背景に案件数が増加し、オンライン資格確認需要の継続も寄与するなど、全社として堅調な業績を維持いたしました。一方で、採用戦略を中途採用中心から新卒・第2新卒重視へ転換したことにより、新入社員数が増加し、労務費が増加いたしました。販売費及び一般管理費については、社内ITシステム移行のための支払手数料増加、自社開発原価管理システムの本稼働に伴う減価償却費増加等により、前期実績を上回る水準となりました。これらの労務費・販売費及び一般管理費の増加の影響により、前年同期よりも各段階利益が下回りました。

この結果、当社の当中間会計期間の業績は、ソフトウェア開発サービスの売上高は1,277,063千円、医療ITサービスの売上高は461,685千円となり、全体としては売上高1,738,748千円となりました。営業利益は94,600千円、経常利益は95,741千円、中間純利益は63,188千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前事業年度末に比較して122,252千円減少し、841,141千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は62,020千円となりました。これは主に税引前中間純利益の計上95,741千円があった一方、賞与引当金の減少額62,703千円、法人税等の支払額52,653千円、売上債権及び契約資産の増加額28,419千円、未払消費税等の減少額16,564千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,927千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1,425千円、無形固定資産の取得による支出1,502千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は57,305千円となりました。これは主に配当金の支払額53,893千円、長期借入金の返済による支出3,412千円があったことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間会計期間の研究開発費の総額は3,572千円であります。

なお、当中間会計期間において当社の研究開発活動の状況について重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000
計	30,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,760	8,760	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	8,760	8,760	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年9月30日	—	8,760	—	160,000	—	3,150

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ソフトテックス従業員持株会	名古屋市千種区今池五丁目1番5号	1,302	16.91
石黒 佳彦	愛知県春日井市	725	9.42
太田 晃二	名古屋市東区	710	9.22
名古屋市中小企業投資育成㈱	名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号	600	7.79
近藤 久美子	愛知県豊田市	600	7.79
㈱ミロク情報サービス	東京都新宿区四谷四丁目29番1号	531	6.90
キムラユニティー㈱	名古屋市中区錦三丁目8番32号	500	6.49
山本 哲士	愛知県豊田市	400	5.20
中島 拓穂	愛知県江南市	270	3.51
小島 浩幸	愛知県北名古屋市	262	3.40
計	—	5,900	76.63

(注) 上記のほか当社所有の自己株式1,061株があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,061	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,699	7,699	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	8,760	—	—
総株主の議決権	—	7,699	—

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱ソフトテックス	名古屋市千種区今池五丁目 1番5号名古屋センターブ ラザビル	1,061	—	1,061	12.11
計	—	1,061	—	1,061	12.11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		841,141
売掛金及び契約資産		704,275
仕掛品		17,084
原材料及び貯蔵品		6,287
その他		29,633
貸倒引当金		△136
流動資産合計		1,598,286
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)		44,205
工具、器具及び備品(純額)		33,127
有形固定資産合計		77,333
無形固定資産		
商標権		380
ソフトウェア		24,010
その他		338
無形固定資産合計		24,728
投資その他の資産		
長期前払費用		2,515
繰延税金資産		69,337
その他		35,005
投資その他の資産合計		106,857
固定資産合計		208,920
資産合計		1,807,206

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	71,898
未払金	54,537
未払費用	28,144
未払法人税等	17,868
未払消費税等	36,917
契約負債	43,121
預り金	13,987
賞与引当金	156,778
製品保証引当金	8,882
その他	16
流動負債合計	432,151
固定負債	
役員退職慰労引当金	126,999
資産除去債務	10,600
その他	7,958
固定負債合計	145,558
負債合計	577,710
純資産の部	
株主資本	
資本金	160,000
資本剰余金	3,150
利益剰余金	1,132,573
自己株式	△66,226
株主資本合計	1,229,496
純資産合計	1,229,496
負債純資産合計	1,807,206

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1,738,748
売上原価	1,288,696
売上総利益	450,052
販売費及び一般管理費	
役員報酬	48,330
給与手当	99,788
賞与引当金繰入額	21,789
役員退職慰労引当金繰入額	7,377
法定福利費	25,737
福利厚生費	6,942
地代家賃	18,556
租税公課	13,696
減価償却費	5,615
旅費及び交通費	8,740
支払手数料	56,226
研究開発費	3,572
貸倒引当金繰入額	14
製品保証引当金繰入額	3,972
その他	35,092
販売費及び一般管理費合計	355,452
営業利益	94,600
営業外収益	
受取利息	925
その他	217
営業外収益合計	1,142
営業外費用	
支払利息	1
固定資産除却損	0
営業外費用合計	1
経常利益	95,741
税引前中間純利益	95,741
法人税、住民税及び事業税	8,020
法人税等調整額	24,532
法人税等合計	32,553
中間純利益	63,188

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	95,741
減価償却費	12,298
貸倒引当金の増減額(△は減少)	14
受取利息及び受取配当金	△925
支払利息	1
固定資産除却損	0
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△28,419
棚卸資産の増減額(△は増加)	△5,886
仕入債務の増減額(△は減少)	11,425
未払消費税等の増減額(△は減少)	△16,564
賞与引当金の増減額(△は減少)	△62,703
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△9,666
製品保証引当金の増減額(△は減少)	1,895
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△173
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	7,377
その他の資産の増減額(△は増加)	2,543
その他の負債の増減額(△は減少)	△17,250
小計	△10,292
利息及び配当金の受取額	925
法人税等の支払額	△52,653
営業活動によるキャッシュ・フロー	△62,020
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,425
無形固定資産の取得による支出	△1,502
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,927
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△3,412
配当金の支払額	△53,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57,305
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△122,252
現金及び現金同等物の期首残高	963,394
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 841,141

【注記事項】

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
現金及び預金	841,141千円
現金及び現金同等物	841,141千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	53,893	7,000	2025年3月31日	2025年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はシステム開発関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	売上区分		合計
	ソフトウェア 開発サービス	医療ITサービス	
一時点で収益を認識するもの	27,272	241,425	268,698
一定期間で収益を認識するもの	1,249,790	220,260	1,470,050
顧客との契約から生じる収益	1,277,063	461,685	1,738,748
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,277,063	461,685	1,738,748

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	82.07
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	63,188
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	63,188
普通株式の期中平均株式数(株)	769,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 2025年11月17日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年11月12日開催の取締役会決議により、2025年11月17日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。また、2025年11月17日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、単元株制度の採用と発行可能株式総数の変更を実施しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を実施するとともに、株主総会事務の合理化のため、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年11月17日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,760株
今回の株式分割により増加する株式数	867,240株
株式分割後の発行済株式総数	876,000株
株式分割後の発行可能株式総数	3,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2025年11月17日

④ 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が与える影響については、当該箇所に記載しております。

3. 定款の一部変更

① 変更の理由

上記の株式分割と、将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、2025年11月17日開催の臨時株主総会決議により、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

② 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分変更)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,504,000株</u> とする。

③ 変更の日程

臨時株主総会決議日 2025年11月17日

4. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月24日

株式会社ソフトテックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂部 彰彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

牧野 秀俊

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトテックスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第43期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトテックスの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上